

レンタカー規約

〈届出の義務〉

契約時の届出事項（自動車貸渡契約書記載事項・免許証等）に変更があった場合、速やかに当店にお知らせください。

〈貸渡料金の支払いについて〉

(1) レンタカー料金は如何なる理由に関わらず前納制となります。

(2) レンタカー料金のお支払方法は、現金・銀行振込（貸出日前日までに）もしくはクレジットカード決済となります。

※クレジットカード決済は一部の店舗ではご利用いただけない場合がございます。事前にご確認ください。

(3) レンタカー料金は如何なる理由に関わらずご返金はいたしかねます。

(4) キャンセル料につきましては、**御予約日の3日前までは無料ですが2日～1日前までは基本料金の30%・当日の場合は100%のキャンセル料がかかりますのでご了承ください。**

〈貸渡契約について〉

(1) 貸渡契約の締結に当たり借受人および運転者の運転免許証および本人確認書類（健康保険証等）をご提示いただきます。

(2) 緊急連絡先として借受人以外の携帯電話番号および職場・学校・ご家族のご連絡先を告知いただきます。

(3) レンタカーの貸渡後の貸受期間の変更をご希望の場合は**契約終了日1週間前**までに再契約をする旨を連絡した後、貸渡料金を契約終了日までに支払うことにより同一自動車貸渡契約内容で再契約が可能です。

(4) 借受条件の変更および再契約については貸渡業務に支障が生じるときは、その変更および再契約を承諾しないことがあります。

〈返還日時超過〉

(1) レンタカーの借受期間を超えて返還する場合は事前に当店に承諾を得た上で、返還時に超過料金をお支払いください。

【1日あたりの超過料金(税別)】Aクラス4,000円／Bクラス5,000円／C・Dクラス6,000円／E・F①クラス7,000円／F②クラス9,000円】

(2) 当店の承諾を得ることなく無断で借受期間を超え返還した場合は貸渡契約違反となり、**超過料金×200%の違約料金を支払うもの**とします。またこれにより発生する損害は全て借受人の負担となります。

〈強制引き上げについて〉

(1) 以下に該当する場合はレンタカーを強制的に引き上げさせていただき、引き上げ日までの超過料金×200%の違約料金およびレンタカーの引き上げに係る一切の費用（レッカー費用・鍵交換費用・レンタカー探索費用・事後処理費用など）をお支払いいただきます。

-1借受期間までにレンタカーの返還がなかった場合

-2貸渡料金の支払いが確認できない場合

-3道路交通法の違反に対して罰則等の処理が済んでいない場合

-4連絡先等の変更の届け出がなかった場合

(2) 積載されている借受人および運転者の荷物は引き上げから24時間までは車両に保管、その後保管場所に移動し7日間までは保管し、引き取りがない場合は廃棄処分いたします。積載されている荷物に対しての如何なる抗議についても当店は一切受け付けませんのでご了承ください。

(3) 強制引き上げに応じない場合、妨げる行為があった場合、盗難扱いとして警察に届けます。

〈管理責任・日常点検整備〉

(1) 借受期間が1週間以上となる場合は、道路運送車両法第47条の2に定める日常点検を必ず実施してください。（**オイルレベルゲージ残量の目視、冷却液の残量目視、ブレーキオイル残量の目視、バッテリーの状態など**）日常点検整備を怠ることによる故障等（**オイル不足によるエンジンの焼付き、冷却液不足によるオーバーヒートなど**）に係る修理費用およびレッカー費用は、全額借受人および運転者負担となります。

(2) 車両のメーターパネルのランプ灯火、異音・異臭等あった場合は速やかに走行を停止し当店にご連絡下さい。これを怠ったことによる故障および事故発生の場合、修理費用およびレッカー費用は全額借受人および運転者負担となります。

〈違法駐車の場合の措置等〉

(1) 違法駐車および放置駐車違反の連絡を警察等から受けた場合、借受人若しくは違反した本人は速やかに警察に出頭していただき、直ちに自ら違法駐車および放置駐車違反に係る反則金を納付し、違法駐車および放置駐車違反に伴うレッカー移動、保管、引き取り等の諸費用一切を負担するものとします。

(2) 違反処理後、レンタカーをご返還ください。その際「警察署で受け取った書類」「領収書」等を当店へご提示ください。

【※返還時までに違反処理をしていない／違反の報告がなかった場合】

返還時までに違反処理（行政処分および反則金の納付）をしていない、又は違反の報告がなかった場合は如何なる理由に関わらず放置駐車違反金と合わせて**事務手数料 税別1万円**を請求いたしますのであらかじめご了承ください。

〈位置情報端末の設置および利用〉

(1) 当店は、車両の盗難防止およびトラブル発生時の迅速な対応を目的として、一部の貸出台数に位置情報端末（GPS・AirTag等）を設置しております。

(2) 設置された端末は、通常のご利用中に借受人および運転者の行動を監視する目的で使用されることは一切ありません。端末の情報は、以下の場合に限り、当店が確認・利用することがあります。

-1車両の盗難・紛失が疑われる場合

-2契約違反行為（無断延長・車両の無断移動など）が判明した場合

-3事故・トラブル発生時の対応に必要と当店が判断した場合

(3) 本項目に基づく端末の設置および情報の利用について、借受人および運転者はあらかじめ同意したものとみなします。

〈事故等の届出および報告義務、ロードサービスの手配について〉

(1) 衝突・接触・盗難・震災等如何なる事故が発生した場合、直ちに警察に届けると共に、当店にも報告の上車両の損害確認のため当店まで車両をお持ち下さい。報告義務を怠りレンタカーの利用を続けた場合や返還した場合、貸渡契約違反とさせていただきます。

(2) 故障・車両トラブルがあった場合は当店へ直接ご連絡下さい。

(3) CDW（免責補償）に加入している場合は無料でロードサービスをご利用いただけます。

※**バッテリー上がりでのロードサービスは借受人および運転者負担となり、有料となります。**

尚、CDW未加入の場合、ロードサービスは有料となり如何なる場合も借受人の負担になります。

(4) 当店指定ロードサービス以外を手配した場合、当店は一切の費用および責任を負いません。又、その際に係る費用は手配先の料金および規約に従い支払いを行っていただきます。

〈レンタカーの汚染・臭気等〉

レンタカーを通常の使用以外により汚染・臭気があり当社がそのレンタカーを営業上利用できなくなったノンオペレーションチャージ料税別3万円(※以下NOC)をご請求させていただきます。

※NOC：車両が営業車両として使用できない期間についての休業補償のことです。

※禁煙車については喫煙禁止となります。喫煙が発覚した場合、NOC+清掃代(税別2万円)を請求いたします。

〈ペット等の乗車禁止〉

ペットの乗車は禁止です。ペットの乗車が発覚した場合、清掃料金として税別5万円+NOCを請求いたします。

〈自動車保険・補償・CDW・NOC等〉

(1)当社がレンタカーについて締結した損害保険契約および当店の定める補償制度により下記限度内の保険金又は補償金が支払われます。

-1対人補償：無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）

-2対物補償：無制限

-3車両補償：車両時価額まで

-4人身傷害補償：1名につき3000万円

(保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。貸渡約款および規約に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。)

(2)レンタカーによる事故で自動車保険を適用した場合、事故の大小に関わらず、**1事故免責額税別5万円**を当店の速やかに収めていただきます。レンタカー車両破損については自走して返還された場合は**1事故補償額税別5万円**、左記以外の場合は**1事故補償額税別10万円**となります。※当て逃げ・飛び石等、盗難、借受人の責任ではない事故および、認識していない事故で車両を損傷した場合でも自損事故扱いとなり、上記記載の事故補償額(税別5万円若しくは税別10万円)を速やかに納めていただきます。

(3)重過失(脇見運転等による前方および後方の不注意による事故を除く、法令違反・貸渡契約違反・居眠り運転・無免許運転・30km/H以上の速度超過・酒気帯び運転等)による事故を起こした場合は、自動車保険が適用できなくなるほか、レンタカー車両を全額弁償に加え、営業補償および過失損害金20万円をお支払いいただきます。

(4)脇見運転等による前方および後方の不注意による事故(追突事故)の場合、追突損害金として税別10万円をお支払いいただきます。

(5)**免責補償(CDW)**に加入されている場合は**(2)の事故免責額が免除され、-3の車両補償料が50%減額**されます※NOC・追突・重過失については免除されませんのでご注意ください。また同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。(貸渡契約の途中加入、途中解約はできません。)※**CDWについて複数人が運転される場合はCDWの加入が必須となります。**

(6)自動車保険は自動車貸渡契約が締結済みの場合のみ適用させていただきます。

(7)**NOCについて** 事故等を起こした場合、過失の有無にかかわらず、NOCを速やかに納めていただきます。(過失0でも発生いたします。)又借受人の責任においての故障等によりレンタカーが使用できなくなった場合においても自損事故扱いとなり、事故免責・補償額およびNOCの対象となります。

※NOCは自走して当店の返還された場合は税別3万円、左記以外の場合は税別5万円となります。

〈走行距離制限〉

1週間1,500km/1ヶ月間3,000kmまでの走行距離制限がございます。距離を超えられますと1kmにつき10円(税別)を返還時にお支払いいただきます。

〈ナビ・ETC等の破損、紛失の措置〉

オプション(ナビ、ETC等)の破損、紛失された場合は修理代を実費ご請求致します。

〈鍵等の紛失の措置〉

借受期間中に鍵を紛失された場合は、鍵代として通常の鍵の場合、税別5千円+配送料金、その他(スマートキー等)は鍵実費+配送料金が別途必要となります。鍵の作成には時間がかかる場合がございます。また受け取りは借受人が当店までお越しいただき受け渡しをさせていただきます。

〈返還時の燃料について〉

燃料については満タンで返還していただきます。返還時にレシート又は領収書をお持ち下さい。燃料が満タンまで給油されていない場合は燃料ゲージの残量による精算をさせていただきます。この場合実際の給油金額より割高となりますのであらかじめご了承ください。

〈貸渡約款・レンタカー規約違反〉

借受人および運転者が貸渡約款およびレンタカー規約を違反した場合、貸渡契約違反とし、直ちに貸渡契約を解除し、レンタカーの返還を請求致します。貸渡契約違反があった場合はCDWを適用外とさせていただきます、万が一事故があった場合、自動車保険の適用を断らせていただく場合もございます。また車両を損傷した場合、修理代および営業補償の実質損害金をお支払いいただきます。

〈レンタカーを使用によるトラブルに対する措置〉

借受人および関係者など如何なる業務上、精神上、個人的なトラブルについて当店は一切の責任を負いません。又損害賠償のご請求等はできないものとさせていただきます。

カルノリレンタカー
【2020年11月1日制定】
【2023年 4月1日改定】
【2025年 3月1日改定】